

広島県告示第四百五十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年六月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
広島県山県郡北広島町橋山、同町才乙、同町土橋、同町奥原、同町雲耕、同町苅屋形、同町荒神原、同町南門原、同町東八幡原、同町政所、同町草安、同町大利原、同町中祖、同町西八幡原、同町宮地及び同町大元地内	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
区域の名称	区域の名称	区域の表示及び法規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	
区域の表示	区域の表示	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次図のとおり	次図のとおり	次図のとおり
草安（二二三三）	草安（二二三三）	草安（二二三三）
大利原（二二一三三―一）	大利原（二二一三三―一）	大利原（二二一三三―一）
南門原（二二一三三―二）	南門原（二二一三三―二）	南門原（二二一三三―二）
南門原（二二一三三―三）	南門原（二二一三三―三）	南門原（二二一三三―三）
南門原（二二一三三―四）	南門原（二二一三三―四）	南門原（二二一三三―四）
南門原（二二一三三―五）	南門原（二二一三三―五）	南門原（二二一三三―五）
奥原（二〇六七）	奥原（二〇六七）	奥原（二〇六七）
奥原（二〇六七―一）	奥原（二〇六七―一）	奥原（二〇六七―一）
西草山（九〇三）	西草山（九〇三）	西草山（九〇三）
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次図のとおり	次図のとおり	次図のとおり



























才乙(五六 五四隣a)	土石流	次の図のとおり	才乙(五六 五四隣a)	土石流	次の図のとおり
才乙(五六 五四隣b)	土石流	次の図のとおり	才乙(五六 五四隣b)	土石流	次の図のとおり
才乙(五六 五五)	土石流	次の図のとおり	才乙(五六 五五)	土石流	次の図のとおり
才乙(五六 五五隣)	土石流	次の図のとおり	才乙(五六 五五隣)	土石流	次の図のとおり
南門原(五 六五六)	土石流	次の図のとおり	南門原(五 六五六)	土石流	次の図のとおり
南門原(五 六五七)	土石流	次の図のとおり	南門原(五 六五七)	土石流	次の図のとおり
大利原(五 六五七隣a)	土石流	次の図のとおり	大利原(五 六五七隣a)	土石流	次の図のとおり
南門原(五 六五七隣b)	土石流	次の図のとおり	南門原(五 六五七隣b)	土石流	次の図のとおり
馬の原川支 川(六九六 五)	土石流	次の図のとおり	馬の原川支 川(六九六 五)	土石流	次の図のとおり
馬の原川支 川(六九六 五隣a)	土石流	次の図のとおり	馬の原川支 川(六九六 五隣a)	土石流	次の図のとおり
馬の原川支 川(六九六 五隣b)	土石流	次の図のとおり	馬の原川支 川(六九六 五隣b)	土石流	次の図のとおり
馬の原川支 川(六九六 五隣c)	土石流	次の図のとおり	馬の原川支 川(六九六 五隣c)	土石流	次の図のとおり
奥原川支川 (六九七二 隣)	土石流	次の図のとおり	奥原川支川 (六九七二 隣)	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所安芸太田支所に備え置いて縦覧に供する。